

「市町村子ども家庭支援指針（仮称）」（ガイドライン）（案）の主なポイント

主な改正ポイント

【第1章関係】

- 第1節に、児童の権利に関する条約の子ども家庭支援のあり方に関連する条項の解説を記載（p.7～）
- 第2節に、平成28年児童福祉法等改正法により盛り込まれた市町村に求められる機能のポイントを記載（p.13～）
- 第3節に、市町村において子ども家庭支援に携わる職員の相談、虐待対応、ネットワーク支援に必要な専門性（知識・技術・態度）を記載（p.16～）
- 第4節に、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置趣旨等を記載（p.19～）
- 第5節に、要保護児童対策地域協議会の役割・機能を記載（p.20～）

【第2章関係】

- 第2節に、子ども家庭支援全般に係る業務の流れや支援内容を記載（p.24～）
- 第3節に、要支援児童、要保護児童及びその家庭並びに特定妊婦等への支援について、相談・通告受付から支援の終結までの具体的な内容（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成、支援及び指導等）を記載（p.28～）
- 第4節に、特定妊婦に関する把握や具体的な支援の内容等を記載（p.47～）
- 第6節に、一時保護又は施設入所等の措置解除後の支援や里親、養子縁組家庭への支援等を記載（p.55～）

【第3章関係】

- 相談対応における留意事項として、保健相談、育成相談、障害相談、養護相談の記載内容を充実（p.60～）

【第4章関係】

- 第3節及び第5節に、平成28年児童福祉法等改正法により盛り込まれた児童相談所からの事案送致や指導措置の委託の考え方、具体的事例や受ける際の留意事項（事前協議、情報共有の必要性等）を記載（p.72～, p.74～）
- 第4節に、児童相談所と市町村が情報を共有し、共通認識の上でリスクアセスメントを行う際の材料として活用できる「児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」について記載（p.73～）

【第5章関係】

- 関係機関の役割や機能等として、子育て世代包括支援センター、子ども・子育て支援事業、障害児支援実施事業所等、子ども・若者総合相談センター等、警察、医療機関の記載内容を充実（p.79～, p.86～, p.89～, p.96～, p.97～, p.99～）

【第6章関係】

- 第3節に、人材育成の必要性について記載（p.107）

【第7章関係】

- 第4節に、市町村における子ども虐待による死亡事例等の検証の必要性や方法等について記載（p.108～）